

### 審議会委員の性別比について

○国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画

性別比率が男女ともに30%以上になっている審議会等の割合目標：90%（令和5年度）

○国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成28年4月1日施行）

「委員の男女比については、男女平等・男女共同参画を推進するため、男性委員及び女性委員の割合がそれぞれ全委員の3割以上となるよう努めること。」

※行政委員会は対象外

○令和3年度審議会状況（行政委員会除く）

	委員数			審議会数		
	総数	女性	割合	総数	達成	割合
全審議会	640	194	30%	58	26	45%
開催審議会	489	172	35%	46	24	52%

○これまでの推移（行政委員会除く）

	男女とも3割以上の審議会割合（開催審議会）	女性委員割合（全審議会）	女性委員がいない審議会割合（全審議会）
平成27年度	42%	27%	21%
平成28年度	33%	29%	15%
平成29年度	29%	29%	18%
平成30年度	41%	29%	17%
令和元年度	48%	30%	18%
令和2年度	46%	30%	14%
令和3年度	52%	30%	7%

○性別集計の扱い

・これまでの扱い

→各課担当者が委員の見た目や名前等から性別を推測して集計。

・現在の扱い（令和3年8月庁内通知）

→原則として、応募書類や承諾書に性別欄を設けて、委員の申告に基づき性別を集計。

→この方法が難しい場合は、これまで通りの扱い。

○所管課ヒアリング

・3割未達審議会（令和3年度）の所管課へヒアリングを実施（令和4年6月）。